

# ANNUAL REPORT

## 2016.9-2017.12

認定NPO法人 SOS子どもの村JAPAN アニュアルレポート



子どもを、孤立させない

No Child should grow up alone.

### Index

01…ごあいさつ 02…課題とトピックス 03…子どもの村福岡 04…子ども家庭支援センター  
05…人材育成プログラムの開発と実践 06…2017財務報告



# ごあいさつ

「SOS 子どもの村インターナショナル (SOSCVI)」への加入にともない、2017 年度は、国際本部の会計年度 (1 月から 12 月) に合せて、決算月を従来の 3 月から 12 月に変更するなど、いくつかの変更を行いました。

その中であって、「子どもの村福岡」は開村 7 周年を迎え、2017 年 9 月 24 日に、近隣の行政・教育・福祉関係者ならびにオーストリア大使をお迎えし、子どもたちと共にささやかなお祝いの会を催しました。省みますれば、今日があるのは、2010 年 4 月の開村以来、様々な課題に直面しながらも、皆で共に考え、知恵を出し合い、加えて、多くの方々のご理解・ご支援の賜物です。この誌面をお借りして、心より御礼申し上げます。

さて、皆様、既にご承知のように、2017 年 8 月 2 日、厚生労働省より「新しい社会的養育ビジョン」が示されましたが、その内容は、子どもの社会的養護に関わるものにとって革命的とも言えるものです。貧困や虐待等で親と暮らせない未就学児については、原則として施設入所を停止するとし、施設に代わる受け入れ先として、里親への委託率を現在の 2 割未満から 3 歳未満児は 5 年以内、それ以外の就学前の子どもは 7 年以内に 75%、就学後の児童についても 10 年以内に 50%以上としています。この他にも、里親への支援体制の強化、研修制度の充実や里親支援員の配置、さらに、「特別養子縁組」についても、5 年以内に現状の 2 倍である年間 1000 人以上の縁組成立を目指して要件や手続きなどの改善に取り組み、施設入所については、専門的な養護を要する場合に限り、定員 6 人以内の小規模な施設に限定の上、入所期間も原則的に就学前は数か月、就学後の児童は 1 年以内とすることとされています。全てが、2016 年に国会で「児童福祉法改正」が承認され、子どもの「家庭養育原則」を掲げたことに因ります。

私達を取り巻く環境は、「一年一昔」とも言えるが如く変わりつつあります。私達も、村の運営、問題を抱えた地域の子どものと家族の支援、そのための人材育成、情報伝達・啓発、さらにそれを支える資金計画等、いずれに関しても、時代の動向をよりの確に把握し、迅速な対応を図らねばなりません。事を性急に運ぶことは厳に戒めなければなりません。私達が検討・改善を目指さなければならない理由は多々ある中で、現状のままで構わないという根拠を探すのは必ずしも容易ではありません。

主役は子ども達です。私達、周りの大人は、常に頼れる脇役であり続けたいものです。今後とも、皆様と共に、地に足の着いた堅実な歩みを進めて行くことが肝要です。宜しく、ご鞭撻の程をお願い申し上げますとともに、忌憚ないご意見等をお聞かせくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。



認定NPO法人SOS子どもの村JAPAN

理事長 **福重 淳一郎**

## 役員構成

<b>理事長</b> 福重 淳一郎	小児科医・福岡市子ども病院名誉院長	<b>理事</b> 耘野 康臣	特定非営利活動法人九州コミュニティ研究所代表理事
<b>副理事長</b> 飯沼 一字	特定非営利活動法人子どもの村東北理事長 東北大学名誉教授	<b>理事</b> 田北 雅裕	九州大学大学院人間環境学研究院 教育学部門専任講師
<b>常務理事</b> 坂本 雅子	小児科医	<b>理事</b> 田代 多恵子	保健師
<b>財務担当理事</b> 瀧山 勝久	福岡トヨペット株式会社 社友	<b>監事</b> 小坂 昌司	弁護士
<b>理事</b> 大谷 順子	特定非営利活動法人 子ども NPO センター福岡代表理事	<b>監事</b> 田島 正陽	株式会社田島正陽建築事務所 所長
<b>理事</b> 松崎 佳子	臨床心理士・広島国際大学 特任教授 福岡市子ども家庭支援センター 「SOS 子どもの村」センター長		
<b>理事</b> 加藤 廣樹	公益財団法人トヨタ財団前常務理事		
<b>理事</b> 山崎 剛	みやぎ心のケアセンター副センター長		
<b>理事</b> 相澤 仁	大分大学福祉健康科学部教授		

# 課題とトピックス

はじめた「子どもの権利尊重」の子どもと家庭福祉改革

## 1. 進まない家庭養育

2016年度の全国の児童相談所への虐待相談件数は12万件を超え、また、児童相談所による一時保護も増加しており、困難を抱えている家庭が増えています。さらに現在、社会的養護を必要とする子どもは約4万5千人にものぼります。その子どもたちのほとんどが施設で育ち、里親等で育つ割合は、18.3%にすぎません(2017年3月末現在)。この一向に変わらない状況に対して、2010年に日本政府は、国連子どもの権利委員会より、「代替養育に関する国連ガイドライン・2009年採択」に配慮した家庭養育を進めるように勧告を受けています。

## 2. 社会的養育ビジョン

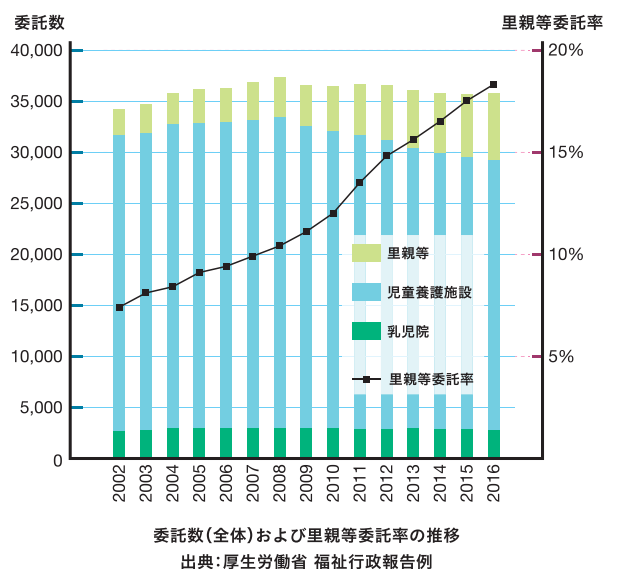
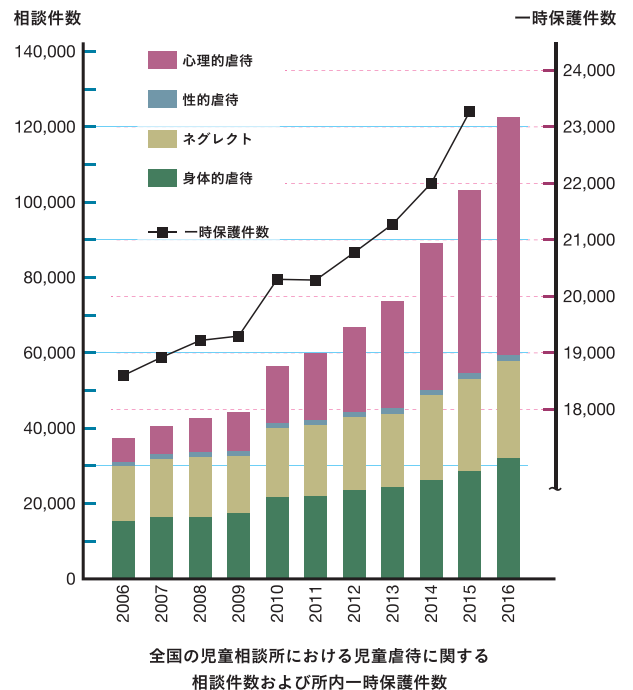
このような状況を受けて、日本政府は2016年に児童福祉法を改正し、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援と代替養育の中で家庭養育優先を規定、さらに2017年の「新しい社会的養育ビジョン」では、3歳未満児における家庭養育の割合を概ね5年以内に75%に、特別養子縁組については5年以内に倍増するなどの目標値を示しました。

これらを最大限のスピードを以て実現するために、里親の強力なリクルートと、里親を包括的に支援する「フォスタリング機関」を児童相談所と民間で整備することが喫緊の課題になってきています。

## 3. 私たちの取り組み

SOS子どもの村 JAPAN は、「子どもの村福岡」や「福岡市子ども家庭支援センター SOS子どもの村」などで、代替養育の子どもを里親養育、地域の家族への支援、人材の育成、アドボカシー活動を通して、困難を抱えた子どもとその家族を支援しています。

また、SOS子どもの村インターナショナル(SOSCVI)は、2016年総会で「戦略2030」を採択しました。国連の持続可能な開発目標(SDGs)の2030年までに達成すべき17の目標に対して、独自の5項目の戦略的構想を立案しています。私たちは、SOSCVIの日本法人として、わが国の新しい代替養育改革の発展に貢献することが求められています。



# 子どもの村福岡

SOS CHILDREN'S VILLAGES FUKUOKA



## 1. 里親養育の推進と質の向上を目指して

国は、社会的養護を必要とする子どもの養育に対して、里親養育を推進する方針を打ち出しました。その実現には、里親養育の質の向上が不可欠です。この課題を解決するため、子どもの村福岡では村の里親家庭で養育を行い、現場での実践を続けています。2017年12月末現在、4軒の家族の家で、12名の子どもを育てています。子どもたちは、幼稚園や小学校などに通いながら、地域の方に見守られて元気に育っています。里親養育は、安全安心な家庭環境で、アタッチメント関係を築き、不適切な養育を防止することが重要です。私たちは、SOS インターナショナルの CHILD PROTECTION POLICY（子どもの保護指針）を遵守し、育親、スタッフ、専門家、地域が連携する、以下の里親支援の仕組み作りを行いました。

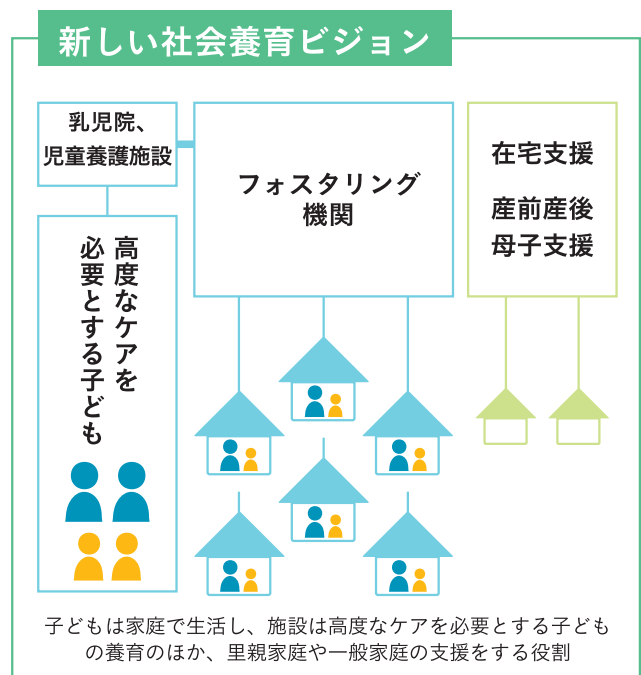
- ①村長を中心としたチーム養育として、ファミリーチームミーティングでの各家庭についての情報の共有、また、コミュニケーションの向上のための外部講師による研修を行いました。
- ②里親養育の研修として、フォスティングチェンジ・プログラムをスタッフ1名が受講しました。
- ③育親の疲弊による養育の質の低下を防ぐために、休養日を確保しました。
- ④専門家による支援体制の強化として、子ども家庭支援センターの臨床心理士が、子どものアセスメントやプレイセラピーを行いました。また、自立支援会議へ参画するなど、家族支援に取り組みました。
- ⑤児童相談所と連携して子どもと実家族との面会交流を行い、家庭復帰に向けて家族の支援を行いました。
- ⑥今津・子どもの村連絡協議会を開催し、地域との情報共有と連携を推進しました。

## 2. ショートステイ・一時保護の受け入れ

近年増加している、地域で困難を抱える家族のために、子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」とも連携し、ショートステイ・一時保護の子どもを受け入れを子どもの村福岡で行っています。2017年度の受け入れは、ショートステイ17名、一時保護8名でした。

## 3. すべての育親家庭が、「ファミリーホーム」をめざす

「新しい社会的養育ビジョン」の考え方を受けて、家庭養育推進のため、すべての育親家庭が、「ファミリーホーム」をめざすことを徹底する「子どもの村福岡の改革方針」を決定し、そのために専門家のサポートを強力に展開することを決定しました。





# 子ども家庭支援センター

Child and Family Support Center

## 1. 困難を抱える子どもとその家族の支援

ひとり親家庭の孤立した子育て、親の精神疾患、若年出産、親自身の被虐待歴、子どもの不登校、子どもの障がいなど、家族が抱える問題は複雑で重層的です。SOS子どもの村は、子どもの権利尊重にもとづき、家族を丸ごと地域で支える包括的な支援をめざします。

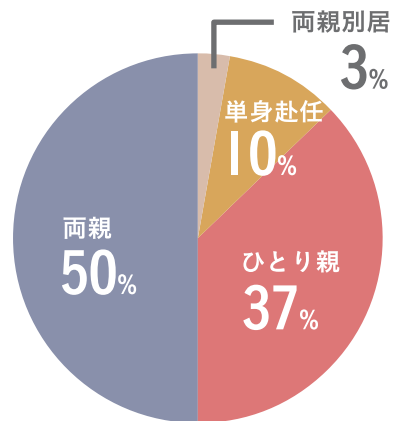
福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」は、臨床心理士と社会福祉士の相談支援員4名が在籍し、地域の家族から相談を受けて支援を行っています。

近年は、ひとり親家庭や単身赴任家庭からの相談や、DVを背景にした問題や中高生の不登校などの相談が増加しています。

## 2. 里親によるショートステイの推進

「子どもの村福岡」では、一時保護やショートステイの子どもを預かっています。そこから見えてきた課題は、要保護家庭に近い状態の家庭がショートステイを利用しており、頼れる親戚や友人がなく孤立しているということでした。自宅から遠い施設でのショートステイは、その送り迎えの負担や子どもが保育園に通園できないなどの課題もあります。利用希望者の意見から、同じ校区の里親による家庭的な環境でのショートステイのニーズの高まりを感じています。

校区の里親を増やす試みは、2015年度から福岡市西区をモデル地域として始めました。私たちは、2016年度より西区と協働で校区里親普及事業「みんなで里親プロジェクト」を開始し、校区に一人の里親のなり手を確保するために、「里親って？カフェ」の開催やポスティング、SNSの利用など、多様な方法で市民に向けて情報を発信しました。また、里親の支え手を増やすための出前講座や、里親普及に協力して下さる店舗や施設を「里親ひろめ隊」として登録していただき、その開拓にも力を入れました。



相談世帯分類

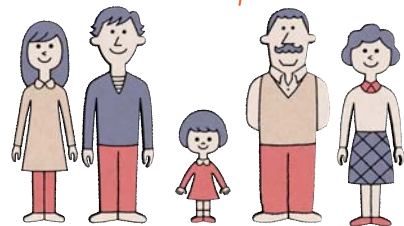
(2016年4月～2018年3月)

※相談件数

2016年度(2016.4～2017.3)：1960件

2017年度(2017.4～2018.3)：2011件

みんなで  
里親  
ふくおか西区 project



※2016-2017年度実績(2016.4～2018.3)

ショートステイ里親登録：2名(2017年7月～)

里親によるショートステイの実績：延べ2回(2017年度～)

里親ひろめ隊(広報協力店舗・施設)：102ヶ所(2017年度～)

里親って？カフェ：19回開催・74名参加 ①2016年度：5回・26名、

②2017年度：14回・48名

# 人材育成プログラムの開発と実践

Human resource development program



## 1. 家庭養育推進のための人材育成

福岡市の里親等委託率は39%を超えました。全国的に、里親の普及に伴い、里親と子どもとの関係不調の問題が提起されています。私たちは、専門性の高い里親養育の担い手と里親養育を支援する専門家や市民を育成するため、里親やファミリーホーム養育者のための専門研修や公開研修会、精神科医療と児童福祉の連携をめざした福岡市精神科病院協会共催学術講演会を開催しました。

実績 (2016年9月～2017年12月)

○市民向けの公開研修会 (3回)

○里親・ファミリーホームを対象とした専門研修会 (3回)

2016.10.1 「思春期を子どもとともに乗り越える～あたりまえのこと(創意工夫)ができる専門性～」  
講師：相澤仁 (大分大学教授)

2017.2.5 「思春期と性～社会的養護の子どもの性の理解と対応～」  
講師：岡本正子 (大阪教育大学非常勤講師)

2017.12.5 「自立を支えるもの・「子どもの声を聴く」とは?～子どもの権利にもとづく代替養育～」  
講師：Irwin Elman 氏  
(Office of the Provincial Advocate for Children And Youth 所長)

○福岡県精神科病院協会共催学術講演会  
『子ども福祉と精神科医療の連携』

2017.3.21 「精神障害を有する親を持つ子どもと家族への支援」

講師：土田 幸子先生  
(鈴鹿医療科学大学看護学部 准教授)

講師：藤林 武史 先生  
(福岡市こども総合相談センター 所長)

## 2. フォスタリングチェンジ・プログラムの実践と普及

里親と里子の関係性の向上を目指し、私たちが2016年に日本に導入したイギリス生まれのフォスタリングチェンジ・プログラムの実践は、2年目となる2017年には11か所に拡大しました(福岡、久留米、熊本、大分、静岡、山梨、三重、長野、千葉、東京、宮城)。

2017年度 フォスタリングチェンジ・プログラム(福岡):  
受講者6名



## 3. アドボカシー活動

里親先進国イギリスの里親登録の過程や、登録後の研修としてのフォスタリングチェンジ・プログラムについて学び、『新しいビジョン』における「フォスタリング機関(里親包括支援機関)」のあり方について考えました。東京・九州フォーラム開催(2017.2.19/2.26) 参加者:246名

『イギリスの里親支援に学ぶ - 里親養育の質の向上をめざして』

講師：キャシー・ブラッケビィ/キャロライン・ベンゴ (キングスカレッジロンドン精神医学研究所 サウスロンドン・モーズレー trusts 臨床スペシャリスト・トレーナー)

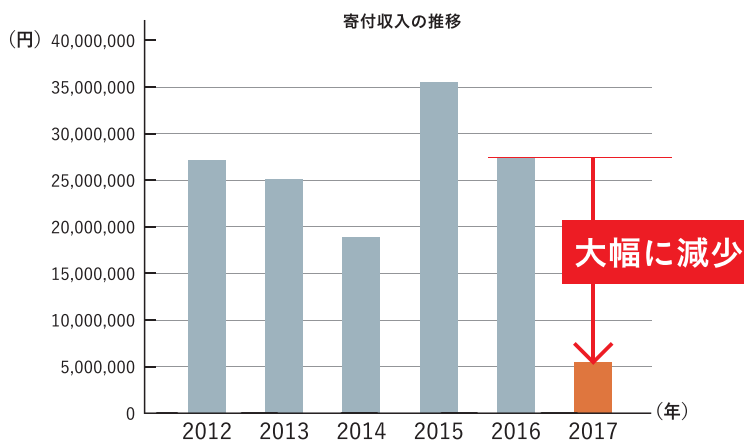
# 2017財務報告

## Financial report

### I. 会計総括

NPO として責任を持って持続可能な運営を行うためには、企業と同様に財務的健全性を度外視することはできません。私たちはそうした財務的健全性を保つため、経営の透明性を高め、NPO 会計基準に則り運営しています。

2017 年度の収支状況は、決算期の変更に伴い 9 ヶ月間決算ですが、ここ 3 年をみても一般の方からの寄付収入が大きく減少したことに加え、新規支援会員数が伸び悩んだことが、財政に大変深刻な影響を与えています。現在は基金を取り崩すことで補っていますが、現状のまま推移すれば危機的な状況に陥ることが予想されます。



### 2. 資金開発の強化

寄付収入の減少に歯止めをかけるため、資金開発体制を強化することが喫緊の課題になっています。2018 年は、新たに寄付構造を持った公式ホームページがリニューアルされたことに加え、認知度向上のための広報活動、地元根付いた街頭活動を基本にしつつ、SOSCVI 等からの新規手法を取り入れるなど、資金開発の強化に努力していきます。



リニューアルされたホームページ

### I 経常収益

科目	金額
<b>1 受取会費</b>	<b>22,993,864</b>
正会員受取会費	1,740,000
支援会員受取会費	21,253,864
<b>2 受取寄付金</b>	<b>19,491,135</b>
<b>3 受取助成金等</b>	<b>4,348,538</b>
<b>4 事業収益</b>	<b>25,377,540</b>
ファミリーホーム措置費収益	14,928,544
児童家庭支援センター運営業務受託収益	10,184,790
研修事業収益	228,006
広報誌出版収益	36,200
<b>5 その他収益</b>	<b>57,820</b>
受取利息	22,478
雑収益	35,342
<b>経常収益計</b>	<b>72,268,897</b>

### II 経常費用

科目	金額
<b>1 事業費</b>	<b>76,654,246</b>
子どもの村福岡運営事業	48,664,441
人件費	25,923,810
その他経費	22,740,631
児童家庭支援センター受託事業	11,203,539
人件費	8,783,145
その他経費	2,420,394
子ども支援システム研究開発事業	5,629,884
人件費	2,173,647
その他経費	3,456,237
情報提供・啓発活動	3,697,823
人件費	1,610,138
その他経費	2,087,685
支援者リレーションズ	6,029,130
人件費	5,139,289
その他経費	889,841
国際連携	1,429,429
人件費	0
その他経費	1,429,429
<b>2 管理費</b>	<b>19,418,738</b>
人件費	12,532,588
その他経費	6,886,150
<b>経常費用計</b>	<b>96,072,984</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>▲ 23,804,087</b>

### III 経常外収益

科目	金額
<b>1 固定資産売却益</b>	<b>1,745,668</b>
<b>経常外収益計</b>	<b>1,745,668</b>
<b>当期正味財産増減額</b>	<b>▲ 22,058,419</b>
<b>前期繰越正味財産額</b>	<b>265,595,783</b>
<b>次期繰越正味財産額</b>	<b>243,537,364</b>

故 満留副理事長とのご縁で『検査試薬の特許料を村の運営に役立ててほしい』との申し出で、福岡大学の松岡名誉教授から長年にわたり多大なご寄付を頂きました。2017 年に逝去された松岡名誉教授には、改めて感謝申し上げます。

# ANNUAL REPORT 2016.9-2017.12

---

認定NPO法人 SOS子どもの村JAPAN アニュアルレポート

---

## A loving home for every child

すべての子どもに愛ある家庭を



SOS 子どもの村  
JAPAN

認定NPO法人 SOS子どもの村JAPAN

〒810-0054 福岡市中央区今川2-14-3 サンビル3F

TEL 092-737-8655 FAX 092-737-8665

[www.sosjapan.org](http://www.sosjapan.org)